

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回定例会 9 月 6 日 開 会
 9 月 21 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 9 月 9 日（金曜日）

第 7 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成28年9月9日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員会部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志
総 務 係 長 畠 山 貴 博
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第4号

平成28年9月9日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第135号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第136号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第137号 平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第138号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第139号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 報告第 6号 平成27年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第 8 報告第 7号 平成27年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第 9 認定第 1号 平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 2号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第11 認定第 3号 平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第12 認定第 4号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第13 認定第 5号 平成27年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第14 認定第 6号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

- 第15 認定第 7号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 8号 平成27年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第17 認定第 9号 平成27年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第18 認定第 10号 平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午前 9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も、よろしく願いいたします。

初めに、危機管理課長より低気圧による被害状況などについて発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可いたします。危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） おはようございます。

昨日夕方から本日未明にかけての低気圧による被害の概要等についてご報告させていただきます。

台風13号から変わった温帯低気圧の影響によりまして、当町では8日16時47分に大雨洪水警報が発表されました。これに伴いまして町では17時に風水害0号配備をしき、警戒に当たったところであります。町の観測施設における降り始めからの総雨量につきましては、折立で80ミリ、スポーツ交流村で105.5ミリ、中の町で97.5ミリ、伊里前で70ミリでした。1時間当たりの最大雨量はスポーツ交流村で8日20時に33.5ミリを観測いたしております。現在確認している被害といたしましては、8日19時50分ごろに町道平磯線で土砂崩れがあったという情報が寄せられましたことから、これにつきましては昨夜通行止めの措置をいたしております。また、高校通線旧志津川駅付近のガード下になりますけれども、冠水により同じく通行止めの措置をいたしております。そのほかにつきましては現在確認中でございます。なお、本日4時51分に大雨警報が解除されましたことから、警戒配備を解除したところでございます。以上で報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、7番高橋兼次君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、6番今野雄紀君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第135号 平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第135号平成28年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明、担当課長の細部説明が終わっておりますので昨日に引き続き質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。私からは2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、13ページ災害復旧費寄附金の中で、ドイツ赤十字寄附金と説明がありますがすけれども、この経過をお聞かせいただきたいと思えます。

それから歳入で申し上げますと14ページの災害復旧債の学校給食センター災害復旧事業費3億出ていますけれども、歳出から関連がありますので歳出から行きます。24ページ災害復旧費の公立学校施設災害復旧費、節は15工事請負費8億2,900万、学校給食センター災害復旧工事費が出ておりますけれども、この8億2,900万、歳入で見ますと町債が3億ほど入っております。あとの5億の関連がありますけれども、まず1点は、これが災害復旧でできなかったのか、補助事業に該当できなかったのかどうか。そして該当にならなかったからこのような予算措置をしたと思うんですけれども、3億とってありますけれども歳入、あとはどこから出しているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ドイツ日赤の経緯について私のほうから回答させていただきます。ドイツのほうからは東日本大震災の災害復旧支援ということで当時4,000万円ぐらいの支援をさせていただきたいということを町に連絡をされてございました。それで使い道なんですけれども、戸倉地区のコミュニティに役立つようにお使いをいただきたいということで、当時まだまだ仮設住宅もございましたし、それから公共施設の整備の計画づくりということでございました。町としましては戸倉の中学校を戸倉公民館のほうに復旧して戸倉のコミュニティ施設をもう一度復活しようというような考え方をずっとやってまいりました。それで災害復旧事業、そのほかの財源にこのドイツから寄せられておりました4,000万円の寄附金を戸倉の再建に充てようということで、今日までの経緯ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 学校給食センターの財源のことでございますので、私のほうか

ら答弁申し上げます。今回予算書の11ページをまずごらんいただきたいんですけども、そこに国庫支出金国庫負担金、災害復旧費国庫負担金で1億7,266万9,000円計上してございます。これは学校給食センターの災害復旧費の負担金ということで、補助事業では採択されております。ただ、今回建築する面積が848平米なんですけれども、実際被災した面積が525平米ですので、補助対象はあくまで525平米しか補助対象にはならないと。その他の部分については単独のかさ上げになるんですけれども、そのほかの財源につきましては地方債で計上してございますけれども、合併特例債を用いましてその財源対策に充てているということなので、基本的には補助対象事業という形で予算計上してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただ今のドイツの寄附金はきのうの説明でも分かったんですけども、もう少し詳細に、いつごろ来てそのお金をどこにストックしておいて今回出していくのか、その辺をお聞かせしていただきたいと思います。話がいつごろ来て、現金がいつ入ってどのようにしておいて今回出してきたかという過程でございます。

それから平米数が多くなったからということなんですけれども、全額その500、500何平米ですかね、前の給食センターが被災になったものに対して全額復旧費で見られるものなのか、単純にその多くなった800平米ですから300平米が起債対象になったのか、500平米に全額それが復旧費で見られるのか、計算すると1億と3億で4億、半分ですけれどもあとの半分の分が500と、単純な計算ですよ、500と800だと300になる。400、400だと半額になるというような単純な計算だとそうなりますけれども、どのような割合でそうなっているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ドイツからの申し出があった時期は平成24年ごろと聞いております。そのときに既に4,000万円の寄附金があったということではございません。戸倉のコミュニティのためにお役立てくださいという、その町の計画、そういったものができた段階でドイツさんのほうと相談をさせていただいて、結果的に戸倉の公民館の再建に使わせていただきたいのですがよろしいでしょうかという協議を重ねながら、今回、この10日の明日の落成式になったということでございまして、実際にこの寄附の申請についてはこれからやるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） この国庫負担法に基づいて文科省の補助金ということでござい

ますので、あくまで補助対象面積が525平米でございます。ただそれに対するいわゆる補助単価、これが実勢単価と異なりまして、負担法で決まっておりますので、この単価が35万1,318円なんですね。まずもってそれで面積に掛けた金額が出てまいります。そのほか補助対象として捉えているのがフェンスとか門扉、それとあと構内の舗装、屋外排水工事、あと備品、あと事務費がございますけれども、それらを合計いたしますと補助事業として補助対象事業費が約2億5,900万という形で合計で捉えています。補助率はその3分の2ということで計算いたしますと、1億7,000約300万ぐらいの負担金ということでございますので、昨日建設課長がご説明申し上げましたけれども、従来のウエット方式からドライ方式に切りかえたということで、必要面積がいろいろふえてございますので、結果800平米以上の面積になったわけなんですけれども、当然その追加した部分については単独事業となりますので、これについては合併特例債を充てて、なるべく一般財源の持ち出しを少なくしたという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 寄附金についてはわかりました。これから受け入れていくという方向だということです。この財源についてもわかりました。

それからもう一点はドライ方式ということで、食中毒のほうを懸念して建設課長のきのうの答弁でしたけれども、それらについても一番大事な給食を扱うことですからわかりましたけれども、1年前あそこを建設予定地にしたときに私もここであその場所は大丈夫なんですかということをお示ししましたけれども、国道のそば、変わりなくきのうの説明見ますと現場もあの土地、この前の土地になりますけれども、国道のすぐそばでそういう食品、衛生面を懸念しなければならないところが国道のそば、真ただ中というようなところで果たしてその食中毒の問題だけを重要視して、そういう排気ガスとかそういう自然の汚染されている道路上にそういうものを建てていいのかというような、そういう懸念も考えられるんですけれども、その辺はいかがだったんでしょうか。お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは給食センターの場所について不安だというふうなご質問だと思います。給食センターの場所につきましては、議員ご承知のとおり以前の給食センターは大変低地にございました。そういったことで被災をしまして給食提供が一時できなくなったということがございます。再建に当たりましては、二度とそのようなことがないように、ある一定の高さが必要になるんだろうということでまずは始まっておりま

す。

それからその場所についてですけれども、1つは給食の場合はつくってから2時間以内に食べないといけないということがございます。2時間ということになるんですけれども、実際はつくったのをコンテナに入れてそれから運んでいく、コンテナに入れる時間も必要ですし、学校に着いてから校長先生が検食ということで、まず食べてみるということがございます。そのために30分前には、食べる30分前には検食をしないとけないということがございます。そうしますと実際には1時間程度ぐらいしか運べる時間はないということになります。そうしますとどうしても町内の運ぶ距離を考えるとあの辺、ちょうど真ん中ぐらいに置くしかないということになるんですけれども、さてそれでも道路沿いがということになるんですが、今申し上げたある程度交通の利便のいいところでないと運ぶのに時間の問題があつて、なかなか難しいということがあります。それから確かにその排気ガスと交通の要所でございますので、そういった問題はあるかと思うんですけれども、ただそこは現在の建築の中でしっかりと防じん対策というものが講じられるというふうなところで考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。17ページ放課後児童クラブについてちょっと伺いたいんですけれども、志津川小学校の空き教室をクラブとして使うというその改修工事のようだけれども、大体教室をどのぐらい使うのか簡単にでよろしいでするのでその設備等の説明をお願いしたいと思います。

あともう1点なんですけれども、別の場面だと思っていたんですが19ページ、漁港建設費海岸防潮堤設置工事設計業務の委託料について伺いたいと思います。課長の説明ですと私が長年というかずっと言い続けてきた道路がようやく設計の段階に入ったということなんですけれども、そこで伺いたいのは今回海岸防潮堤としてのこの工事で、それで国道とのかかわりというか、防潮堤を直すことによって国道がそのままかさ上げ地区になるのかどうかそのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは放課後児童クラブ関係の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

志津川小学校の空き教室につきましては、2教室を利用して改修するといった設計がまともりましたので、今回工事請負契約ということで提出したところでございます。規模に

つきましては現在定員30名ということで行っておりますが、その30名分を確保できるような広さを十分に確保しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回施工計画いたしますのは、土木事務所のほうで施工した部分とそれから折立漁港の間の240メートルほどの区間になります。これまでも台風と低気圧もそうですけれども、しけの場合は越波をして通行がかなり制限されているということでございまして、ここの部分については国道の護岸であり、そしてまた一つは漁港の区域内にあるということで、管理者が2人いるということでなかなかどっちつかずの状態でおりました。昨年の12月の補正で国道のほうでは暫定的に消波ブロックを入れて越波を防ぐという対策を考えてきたわけでございますけれども、ただ漁港側でも防潮堤をつくる、それから宮城県のほうでも防潮堤をつくる、その間が抜けていますので、その津波を防御する効果というのが発揮できないということでございましたので、水産庁のほうとも一応協議をさせていただいてそこは既存の制度の中で整備をするという方向性が出されました。ただ計画としましては、宮城県で施工した形でございますので、基本的には防潮堤そのものは海側に出ると。それで現在の国道は現在のまま残るということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ではまず児童クラブのほうから。2教室を改修するということでしたけれども、震災前にあった小学校の入り口のプレハブみたいなやつのかわりということなんでしょうけれども、そこで財源を見ましたら800万円が補助というかそういった形なんですけれども、一般財源が1,800万、そこのかわりというか全額にはならなかったんではないかと、復旧という事業でした場合のその何というか、配分になったところをお聞かせいただきたいと思います。あともう少し2教室を2,600万かけてどういった形でどのように改修するのか、もう少しだけ具体の説明をお願いしたいと思います。

あと黒崎のほうなんですけれども、今課長の説明ですと道路は同じ高さでそして防潮堤ができる、そういう形になるということでよろしいのでしょうか。そこでお聞きしたいのは、私てっきりこの防潮堤と同じぐらいの高さで国道も上がるのかと思ったんですけれども、実はそうではなくて防潮堤ができて45号線は従来そのままという、そういう工事になる、もう一度確認させていただきます。そこでそういった場合に、31年に完成ということなんですけれども、先ほど課長も言ったような消波ブロックの件なんですけれども、そのブロックはいつごろ入るのかどうか、その2点再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに放課後児童クラブ、震災前は議員おっしゃるとおり小学校下の部分にありましたが、現在志津川小学校の体育館の隣に寄附いただいた建物で行っております。そこもちょっと手狭になってきたということで今回この改修をすることになっているといった経緯でございます。それから財源でございますが、今回の空き教室を利用した場合のこういった放課後児童クラブへの転用ということで、そういった補助制度がございまして、その補助基準額が1,200万円ということでございます。国が3分の1400万円、県が3分の1400万円ということで、今回800万円の国、県補助金といった形でございます。残りについては町の持ち出しといった形になるということでございます。具体の教室の利用の仕方なんですけれども、遊べるスペースとそれから学習するスペースと2つに分けるような形で考えておりまして、あわせて洗面所、トイレ等も整備するといった形で考えているところでございます。面積的には93平米ほどとなる予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道は今のままそのまま利用させていただきます。国道を上げるということになれば、逆に今度防潮堤はいらなくなりますし、国道を上げると隣にJRのトンネルがございまして、このトンネルの影響を考えると防潮堤をつくったほうが多分安いだろうというふうに判断をさせていただいてございます。

それから消波ブロックでございますけれども、現在消波ブロックをつくる、製作ヤードの土地が何とかめどがつかまりましたので、国交省の話では年度内中にブロックの設置を行いたいというふうに聞いてございます。なお今回設置したブロックにつきましては、防潮堤をやる際には仮設のブロックとして沖合に設置し直しをして有効に使いたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。5番、村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 5番です。21ページ8款の消防費でございますけれども、以前から気にかけておりまして、実は防火水槽の件でいつ出てくるのかなと思っていましたところ、なかなか防火水槽の設備についてありませんので、一般質問でやればよかったんですけれども、今高台に宅地がつくられておりますけれども、そういう防火水槽の設備についてどういう考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 全般的な防火水槽の整備ということなのかなというふうに

思っておりますけれども、今年度につきましては、まずもって志津川市街地のかさ上げエリアで3基ほど設置をする予定にしております。それから滝浜、熊田、館浜での設置も現在検討しているところでございます。それから今後の予定につきましては、それぞれ現状を考えながら随時必要な箇所に設置をしていくということになるかと思っておりますので、そこは地域の皆さんの要望等も踏まえながら検討させていただきたいというふうなことで考えております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 今のところの高台も盛んに家が建っております。やはりこういう防災を考える町としては、一番大切なのは事前にそういう不測の事態を防ぐということがものすごく求められているんじゃないかと思っております。やはり今やっとな家が立派にできたというところに、そういう不測の事態が起きることは到底これ大変でございますので、それを防ぐためにはまずやはり高台に今防火水槽をつくるということは、物すごく私は必要なことだと思うんですよ。水がないということは、高台に移っておりますので、何かあったときに水が、水利がないということは消防防災の中では本当にこれは大変な事態になるのかなと思っておりますので、そのあたり、事前というかも家が建っておりますのでいち早く建てる必要があるんじゃないかと思っておりますが、そういうお考えはありますか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤修一君） 今現在、毎年3基程度ずつ施設の更新であったり整備をしていきたいというふうには考えておりますけれども、今議員さんのお話がありましたのでそういった部分についても十分検討して必要な箇所にはなるべく早く設置を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） やはりいつも私が心配しているのは、せっかく立派な機械がそろっていてもやはり一番大切な水がないということは非常に何かあったときに悔やまれるということでございますので、やはり私たちの町はそういう防災にかけてはほかの町よりもいろいろな方面で力を入れているんだ、やっているんだというそういうことにもつながりますので、どうか今みんな家にはまだ入っておりませんが、そういう今盛んに家が建っている場所に、やはり先にそういう不測の事態を避けるためにも防火水槽の設置などは考えるべきだと思いますので、お考えをいただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 防集高台事業に係る消火栓、それから防火水槽の基準について私のほうから回答させていただきます。

高台の団地につきましては、消防水利、水道の配水管の口径にもよりますけれども、本管が75ミリ以上であれば消火栓を設置をしてございます。半径が140メートル以内をカバーをするということで、それができない場合は防火水槽を設置してございます。市街地もそうでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番、佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。おはようございます。

ページ数で18ページ、最前にもございますが、農林水産業費農業振興費の中で、19節に青年就農給付金とございます。説明では新規就農者いわゆる3名掛ける75万の予算計上だということでございます。それで財源は県事業のようですが、これは初めてなんですかね。これまでもこの制度というのがあったんでしょうか。前々年度、前年度の附表を見ても実績として何も載っていないですね。果たしてその内容がどうなのかちょっとお聞かせください。

それから庁舎の地中熱の設置工事というかございましたね。これの内容をもう少し詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 青年就農給付金の関係でございますけれども、これにつきましては昨年度も2名ほどの対象者がございまして、支援をさせていただいているところでございます。今回の補正につきましては3名ということで、新たに会社関係の方の構成員であります2名、それとおよそ5年ぐらいをめでに親の方がその農業を営んでいる方でそれを後継して就農していくという方、合わせまして3名ということでございます。それからその附表のほうにはちょっと記載がなかったかと思うんですけれども、そういうことで昨年度もあるような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 地中熱の利用につきまして私のほうからご説明申し上げます。南三陸町といたしましては、二酸化炭素の削減とエコな町づくりということを念頭に置いて進めているわけでございますけれども、これまではペレットストーブであったり、それからバイオガスであったりという部門を一生懸命やってまいりました。そうした中で庁舎をする建設に当たって、当然ペレットの燃料も使う、それから既存の化石燃料も使うシス

テム、それともう1つ地下熱の利用ということを考えていきたいというふうに考えてございます。ご存じのように地下の熱というか気温につきましては、1年間一定のレベルにございます。夏冬かわらずでございますので、当然その熱を冬は暖房に夏は冷房に使うというシステムでございます。具体的な工事や内容でございますけれども、昨年度試験をいたしましてその熱源として利用できるかどうかを確認をさせていただきました。その結果十分に可能であるということで、本年度につきましては、熱源を確保するためにボーリング工事をするのが主な内容でございます。基本的には28本の深さが130メートルほどのボーリングをしてそこに熱を得るためのチューブを設置をするという工事になります。次年度以降この熱交換器を入れてそれを冷房暖房にそれぞれ使うようなシステムを構築したいと考えてございます。財源的には雑入に入っておりますが、基本的には環境省の補助事業となっております。ただ昨年までは環境省から直接いただいたんですが、ことしから外部団体のほうにその審査を、事業の採択の審査等を全て委託をしている関係上、直接環境省からではなくて外部団体からいただくということで雑入の扱いにさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 前後して今忘れないうちに、そうすると歳入の14ページ。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ですね。これがいわゆる環境省の補助と。説明のときそういうのを言ってくればいいんですがね、関連性をね。そうすればわかるんです。いわゆるエコのまちづくりをします。そのためにこれは何ですか、町が特にエコタウンというもののために、特に建築基準法とかそういういわゆる建物基準にしたがって義務づけられるとか、そういうものではなくて自主的に我が町独特の一つのこういう地中熱を利用するためのいわゆる設備ということで理解していいんでしょうか。

それからその新規就農者、青年就農者給付金ですが、そうすると前年は2名、本年はこれはもう既に3名確定しているんですか。いわゆる新規じゃなくて親がやっておって、それを継いでやるという意味なんですかね。全く新規ではないんですね、これね。その辺もう1回確認したいです。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建議員が退席しております。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 青年就農給付金の関係でございますけれども、今年度当初では2名の方を予定しておりました。それに加えて今回の補正につきましては3名ということでございまして、この給付金額でございますけれども、新規にその就農される

方、当初のその営農に当たってはいろいろ経費等もかかるというようなことで、その立ち上がりのところで支援するというような内容の給付金になってございます。それで年間で1人150万円になります。それで補正予算につきましては75万円ということで、今後半年間ということでございますので、半分の75万円掛ける3名ということでございます。それで、新規合わせましてその後継者につきましても同様にその新規就農者ということでの支援が行われるというところでございます。

ちょっと前後しますけれども、年齢的にはおよそ45歳未満というような方を対象にしておりまして、新たに就農する方の中でも人農地プランということで位置づけられている方でございます。そういう方が就農するに当たって支援するというような内容になっているところでございます。

それからもう1点ですね、その支援にするに当たりまして、その方の総所得が年間350万円未満ということで、その金額を超える場合は対象外というふうになってしまうということでございますので、一旦当初その対象になっていても所得が上回ってしまうと対象にならないという年がございます。という内容になっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 課長ね、大事な部分です。いわゆる現在親が農業をやっておって、その息子さん、あるいは子弟そういう方々が対象になっているのか、全く今までこれまで農業経験がなくてまさしく新規にいわゆるUターンでもIターンでもいいんですが、町内に来て農業に就きたいと、農業をやってみたいという方に対する補助なのか、いわゆる現在進行形の中で親がやっておって、その息子がいわゆる現在勤めておるんですが、350万未満ですか、そして45歳未満という方の条件、そういう中であれば現在家計として農業をやっておって、その息子さんでこの条件をクリアすればいわゆる申請して新規農業参加者と、青年農業就業者と認められて補助対象になるということなんじゃないかな。

それから地中熱ですが、非常に先見的な取り組みで今後どうなんでしょうね。今後の役場ぐらいの建物はないんでしょうけれども、今後の公共施設においてもそういう形を取り入れていくのかどうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回役場庁舎に地中熱を取り入れるというのは建設課長が申し上げましたとおりです。1階の行政棟を中心というように予定でございまして。これからあと残っている公共施設、あまり数は多くないんですけれども、地中熱を引くという予定

はございません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどちょっと漏らしていました外郭団体の名前は広域財団法人日本環境協会というところで審査を受けてございます。それと今回の事業が再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業というものでございまして、基本的にはペレットストーブ等に比べて地中熱というのはなかなか認知度が低いということが言われてございます。それでただ単に建物を建てるから地中熱を利用する設備に補助金をくださいということではなくて、ある意味その認知度を上げると、簡単に言えばモデル的な事業でございまして、地中熱の利用につきましては個人住宅でも実は補助事業等がございまして、なかなかその辺が一般の方にも行き渡っていないということもあります。それからデータの的にもはっきりその経済的にどうなのかという、実はデータも余りないという状況で、そういう中で個人の方にこの導入を勧めるというのはいかがなものかという状態でございます。国といたしましては自治体を中心にそういう設備をしていただいて、そのデータをもって逆に言うと町民の皆様方にその辺のデータをお示しをして、導入を勧めていただきたいという一つの狙いがございまして、なかなかこの事業がじゃあ建物があるんだけども次の建物にまた入れられるかというとなかなか難しいものがございまして、いずれもし他の施設ということになれば、またその財源的な問題を解決しないと当面は難しいかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 青年就農給付金の関係でございましてけれども、集落地域においてその農地を有効活用して営農していくというようなことで、そういったしっかりした計画のもとに行う農業者に対しまして行う給付金でございまして、新規、それからその後継者を含めてそういう計画に基づいて行う農業者に対しての支援ということでございまして、両方あり得るということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番、三浦清人君。

○14番（三浦清人君） おはようございます。まず12ページですね、私も聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、この給付金で1,000円の補正ということで、何か存置科目云々みたいな言葉も出たのかなと。普通補正ばり1,000円でね、補正が500万というのであるのであれば、何か私もこういうの余りないものだから、どういうその何というんですか、議案としての提案の仕方というのか、いろいろ事務処理の手法というのかよくわからないので、

実際に1,000円給付金があったから計上したと、なる予定だから計上したというようなことなのか、その辺ちょっと私も余り経験がないものですからお聞かせください。

それから16ページ、順を追っていきますけれども、介護の関係でセンサー付きのベッドをつつじ苑に2台、つつじ苑が2台購入するからそれに対しての補助みたいな話、それで我が町にもこのほかにも介護施設が幾つかあるわけですが、こういった今回のような補助対象といたしますか、それは器具によるものなのか、あるいはどんなものでも申請があれば補助申請が出されるのか、そういったところがどうなっているのか、ほかの施設からも申請、要請があればどんどん出すことができるのかどうなのか、これは町独自で出すものじゃないと思いますけれども、その辺の内容をどうなっているのかお聞かせいただきたいと。

それから19ページの観光の関係の入湯税関係ですが、27年は597万6,000円というようなお話でありました。震災5年経っておるんですが、その推移ですね、どうなっているのか、ふえているのかあるいは横並びなのか、今後の見通し等も含めてお話いただければなというふうに思っております。

それから次の20ページの道路関係でして、何か三陸道の開通式に要する費用、期成同盟会が主体となるような話で、それに対して200万の補助という形をとっておるようですが、この200万の根拠ですね。要するにその落成式というか開通式にかかる経費、総体で幾らなのか、それとどのような内容のものなのか、お引き物は何なのか、普通こういったイベントというのは町がやるのかな、あるいは請負業者がやるのかなということでも感じているんですよ。町全体の祭りといいますか、町民こぞって喜ぶわけですからそれは町でやるんだということなんでしょう。が、その経費ですね、その経費の割合というか分担というか、100%なのか、町が出すのは。その内容がよくわからない。どういったイベントなのか具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。

次に学校給食関係、今回初めて私もこの図面を出されまして、申請場所といたしますかここに建てるんだよ、予定ですよという図面に出されて、前者も国道沿いでほこりが入らないのか、排気ガスが入らないのかというような心配しているようなご発言がありました。私の知る限りで県内の給食センターといたしますか、学校給食にかかわる設置場所を見ますと国道沿いで、この車の往来の激しいすぐそばに学校の給食センターの設置なんていうのは余り見たことないんですね。よく山の陰とかそういったところしかわからないですね。大々的に表に出してPRするという目的があるのかどうかわかりませんが、これ以外に場所がなかったのかなという感じがするんです。先ほど教育課長からお話ですと、以前は低

いところで震災に遭われて被災してストップがかかったから今度は高い所というのはわかります。それから2時間以内だと、わかります。でもそのほかになかったのかなと。今言われている高台で2時間以内に配送する箇所、ここしかなかったのかなという思いで聞いておりましたね。多分場所を設置するに当たっては教育委員会がここだということで決めたのではないかと思うんですよ。どこかの課でここに作るからこれに計画しろというようなことで進んできたのかなと。ここに作る理由づけを考えるだけなんだよね、教育委員会というのは。だから本当に大変な部署にいるからね。大変だなと思っているんです。でもなぜここでなければならないのかなということなんですね。もう少し静かな、余り車の往来の少ない環境のいい、食べ物ですからね。できれば環境のいいところで、小鳥がさえずるようなところで物をつくれれば非常に美味しいものができるんじゃないのかなと。今は音も聞こえないように防音ですか、やるんでしょうけれども、窓を開ければ車の往来が激しいわけだ。ゴーゴーゴーと。それよりもやっぱりピークパーク小鳥のささやくところで非常に美味しいものができるのかなと。安全性のものが確保できるのかなという感じがするわけで、そういったことで今質問しているんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それでは1点目の12ページ、まち・ひと・しごと創生寄附金の件につきまして、私のほうからご解答させていただきます。こちらにつきましては、先日6月の議会で承認いただきました補正予算の際にご説明を申し上げました森里海ひと地域資源ブランド化推進事業という事業を立ち上げるということで歳出のほうご承認いただいておりますが、その際のご説明として地方創生の交付金の申請が大変厳しいところがあるので、企業版ふるさと納税、こちらのほうの対象事業としていただくべく内閣府に対して申請をしていきますということでご説明をさせていただきました。それでその後内閣府と協議、申請等をしておりましてところ、8月2日付けで内閣府より承認をいただいたところでございます。それを受けまして今後企業さんのほうから寄附金を受け付けることが可能になりますが、こちらの企業版ふるさと納税、正式には地方創生応援税制といいますが、こちらの制度的にまず歳出のほうの事業を単費でやって、それが終わったら寄附金を受け付けていいですよという制度設計になっております。そのため、まずは事業をするということで、先日補正予算の承認をいただいたんですが、その寄附金を受け付けるための事務手続き上、何かしらこの細節といいますがこちらを設置しておいたほうが事務手続きが今後スムーズに行きますので、内閣府より承認をいただいたタイミン

グで補正予算で存置科目として細節を設定させていただきたいということで今回補正予算のほうに計上させていただいたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 介護ロボットの事業補助金の関係でございますが、この補助金メニューにつきましては、国の補助事業ということで県のほうから連絡がございまして、町内の各施設に希望、意向を伺いまして今回歌津つつじ苑のみが申請をいただいたということで今回補正計上したといった経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 関連して入湯税の推移ということでございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。決算のほうでも附表のほうに25年度からの推移は載せてございますが、22年度から手元に資料がございますのでお答えいたしますと、22年度で660万、23年度、これは震災の年でございましたので250万程度、それから24年度747万ですね、それから25年度以降は600万台で推移しておりまして、27年度につきましては先ほど総務課長のほうから申し上げたとおり600万は若干割り込んだというような状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは三陸道の開通式等々に関するご質問でございましたのでお答えをさせていただきたいと思っております。これまでの開通式、いろいろございますけれども、基本的には国交省それから関係する地方自治体で協賛という形でやられていたと思っております。それでそれぞれ費用負担をさせていただいたわけでございますけれども、基本的なテントとかその部分については国交省なり業者さんが持つということになりますけれども、招待された皆様、地権者の皆様それから関係する議員の皆様、それから等々含めましてその方々に関する資料等をお渡しをしていたと思っております。その中には当然記念品と申しますか、そういうものも含まれてお渡ししていたんですが、その部分は当然町のほうで負担をするということになりますし、それからかなりの人数になるものですからすぐ隣接地に駐車場が確保できればいいんですが、確保できない場合は当然バス等で利用して駐車場と会場を往復させていただくということになりますので、そのバス費用もある程度考えなければならないだろうと。それともう一つが若干でございますけれども、アトラクション等をこれまでもやっておりますので、アトラクションをお願いする団体に若干ですが謝礼も当然見なきゃならないと。それと多分お昼前後ということがございますので、若干の

その地域の地方の料理を時間までの間、それからその終了後味わっていただくということで若干の炊き出しといたしますか、そういう食事のご用意もさせていただくということがございます。現在の計画は平成28年度において志津川インターそれと海岸インターを供用開始をするということでございますので、当然2回ぐらい計上しておかなければならないだろうということがございますし、それともう一点三陸道を要望して大分時間が経っているということがございまして、当然自動車道でございますので供用開始後はなかなかそこで自動車以外で乗り入れるということはできないわけでございますので、できれば供用開始前に自動車道を使ったイベントを開催したいというふうに考えております。歩くとかマラソンするとか自転車とかそのぐらいの話なんですけれども、それにしても経費がかかるということで今回200万円の経費を計上してございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 給食センターの場所の関係でございますが、もともと公共施設の配置計画をお示しをした際には中央地区の入り口の交差点のあたりでまず予定をしてございました。来年できるウジェスーパーのちょうど向かいあたりという、そこから計画が進んできました。いろいろ復興事業を動いていく中で、何もその交差点の真ん真ん中で給食センターがなくてもいいんじゃないかという内部の検討も実はしてまいりました。町民の方が毎日そこに行くわけでもないのに、少しぐらい奥まったところでも大丈夫ではないかというのがまず一つの考え方でございました。それから場所を変えたという部分については、中央地区の公共施設、文教ゾーンということで昨年の11月頃に全員協議会で改めて中央地区の公共施設のあり方についてご説明をさせていただきまして、そのときに今回建てる給食センターの場所について図でお示しをしたと記憶してございます。その理由でございますけれども、教育総務課長が申し上げましたとおり、やはり配送時間という部分が一番大きな部分がありました。それから衛生管理というところで今回8億を超える給食センターの事業費、その中には決して余剰なものではなくて安心安全な給食をつくるために前さばきの食材室とか、それから配膳室とか、洗ったりすると、そういう部屋を個別に仕切られて完全に密閉状態でやると、そういう施設になるというようなことも聞きました。であればそれぐらいの事業費がかかってもいたし方ないというところが、じゃあ立地場所として別に用地を取得して造成をしてということになると、さらに用地費もかかるだろうというようなことから、あの場所を適地というふうに判断をさせていただいたところであります。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の質疑を続行いたします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 補正についての1,000円ということで、これは一つの事務処理の手法だというような解釈ということで、後で入ってくるということでもあります。それからそのセンサー、つつじ苑、介護施設の。このうち器具、機種ですね、これは国のほうから何というか限定されたものなのかどうなのか、今回はセンサー付きのベッドなんですけど、それに限らずそういった施設整備といいますか、広範囲にわたってきているのかどうなのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。要するに、この器具ではうちは要らないよと、もっと別な器具であれば欲しいんだよというようなことがあったのかどうか。

それから入湯税、決算書にあるということでもありますので、また後日この件についてはお話をしたいというふうに思います。

それから道路の期成同盟会開通式200万。そうしますと町が主催でテントとかそういったものもろもろについては国交省と業者がやると。中身についてのお食事とかお引き物というか記念品とか、そういったもろもろについては町が全額出すというようなお話ですが、食事とかお引き物、記念品、私は余り必要ないのかなというふうに思いますよ。なくてできないならやめたほうが良いと思っていますよ。食事を出すための開通式でもなければ、記念品を出すための開通式ではないわけですから。皆さんで祝うわけですからね。よかったと。飲み食いしなくてもいいんじゃないかなと。暑いでしょうからお茶ぐらいは必要なのかなというふうに思いますよ、余りこういうのに経費をかけてはいかがなものかなという思いがあるんですよ、常に。黒字町ですから。お金がいっぱい余っているから使い道がなくてしょうがないから出すんだということになればまた別ですが、もっともっとその経費は別な、直接町民のために使うようなやり方をしたほうが良いと思いますよ。何も弁当が出なくたって誰も文句語る参加者はいないと思いますよ。何ぼの弁当なんですか、出す予定のもの。どこから頼むんだか。どこで頼む予定で、お引き物は何なのか。私は必要ないと思いますよ。使い道をもう少し考えていただきたいというふうに思います。

学校給食の場所ですが、こうなるまで前に全員協議会とかいろいろなところでお示しをした

と。何も意見も出ないし文句もなかったからここなんだというような言い分のようにですが、我々議会、議員としましては、協議会とかというので、我々発言しても何ら効果というのが、我々はやはりこういった議場でないと、発言といいますか、効果、効力といいますか、これはないんです。協議会で何しゃべったってだめなんです。協議会で語ったって、語ったけれども何も無いから大丈夫だろうなんて言うのは、それこそ甘い油断ですよ。そういった我々は協議会で話をされない。お耳立てぐらいしか聞いてませんから、私はね。やはりこれに質疑、疑問、いろいろなことを発するのはこういった正式な議場だけです。そこで話しているんです。私先ほども言いましたようにもっと適正な場所はなかったのかなということなんです。どこか探してもなかったというんであればしょうがないですけどもね。小鳥のさえずるようなところ。ないんですかね。今ここに来てはなかなか変更も難しいということになるんでしょう、皆さんにしてはね。ここでなければならぬ理由づけを今考えているだけです。もっと町民のためにと色々な広い考えの中でやはり選定すべきではなかったのかなという思いがするので、今発言しているんですけども、変える気はないんです。ぜひともここでなければならぬという。ここでなければならぬという理由を言っていたきたい。町内で。最適地だということのお話をしていただきたい。町民の方々が納得できるような。そういうことをお話してください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 介護用ベッドの件でございますけれども、この事業者のこのベッドでなければならぬといったことではございませんでして、介護従事者の負担軽減を目的にするものですから、ある一定程度の機能が備わっていればオーケーということでの補助事業でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 14番議員のご意見、まさにそのとおりだと思っています。ただ、ちょっと私の説明も悪かったんですが、お弁当とか配る気は当然ございませんので、前回三滝堂インターでやったときは、確か芋煮か何かそういうもの、汁物を多分出したと思っていますけれども、その程度で考えてございます。ただ、今回延長が長いということで、招待客も結構多いだろうと、多分300人程度になるんじゃないかなということを予想しながら予算を立てているところでございます。ただ、具体の式典等のもち方については今後、今のご意見を十分意識しながら決定していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 給食センターの立地場所につきまして、全員協議会あるいは本会議という部分の役割、あるいは権能につきましては、議員おっしゃるとおりということで私も認識をしてございます。昨年、お耳たてというようなことだというふうに思っております。それから繰り返しになりますけれども、四方八方というわけではありませんが、まずこの復興事業に関連した中で、何としても給食センターを一日も早くという思いがまず一つございました。それから先ほど申し上げましたように、やはり財源というところで施設整備に巨額の費用がかかる、さらにそれに加えて用地を取得して造成をするということになると、やはり財源の問題というものも無視はできないと。それからもう一点は有事の際に、これからやってくる何らかの災害のときに、やはりこういった場所が一番インターの近くになりますので、物資を運ぶにしろ食材を運ぶにしろ立地環境が一番適地だろうと、それから配送時間、そういったものでございまして、要はここがいいという理屈には変わりはないというふうに言われるかもわかりませんが、我々はそういう材料をもとにここに決めたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 担当建設課、道路関係ね、極力経費を節約して抑えてやっていただきたいと思います。200万の予算認めてもらったからこの範囲でやればいいんだというような考えはやめてほしい。だから我々もこういった議会に議案として出されたものに対しては慎重に審査しなくちゃならないんですよ。議決というのは最終の決定ですから。ただ出されたからいいんだというものじゃなく、一体何に使うんだ、目的は何なのやと、効果がどのぐらいあるのやということを考えながら我々も議決するわけですから。先ほど課長は極力経費を抑えるような話、だけれどもここに200万できよう決定してしまうんだ。そうするといいことになってしまう。でも決定しても最小限にとどまるように、あとは課長の手腕の見せどころという形になるかと思っておりますので、それを期待しております。

給食関係、そうしか言いようがないんだ、ここまでくるとね。我々も協議会のときに耳立てされて、話したところで考え直すかなという気持ちになってもらうのかなという今度は期待を持つわけ、これからも。多分話したって、いや我々が決めたことだとか、財源の問題とか、立地がどうのこうのって語ってくるでしょう。今話されたような内容のことをですね。これからはね、協議会でもどんどん発言をして、我々の希望に沿えるようにやっていただければなというふうに思いますけれどもね。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番、山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 項目は12ページの農林水産業の補助金ということですが、特にこの項目にこだわるのではなく、関連でお話したいと思いますのでよろしくお願い致します。

先ほど7番議員さんもおっしゃいましたが、農業関係あるいは水産関係というのは言わずと知れたこの町の主産業でございます。そういった中でこの多面的とか中山間というのは本当に農家にとっては命綱と申しますか、そういったことで農業経営をしているといった方が私を含めて多分多いんだと思います。かなりの収入を得ている方も多少おりますが、この町としては私考えるにそういったことで農業を続けていらっしゃる方も多いと思います。そういった中で、今回台風等がかなり来ましていろいろな被害報告がありました。行政報告でも水産業初め農業関係の被害、もちろんそのほかにも道路関係とかありましたけれども、産業関係ではそういったことが述べられておりますが、その後町が取りまとめたものの被害状況が分かったということで、報告後のいろいろな話も聞こえております。それはそれとして、こういった事業がありますけれども、この秋収穫の時期を迎えてもう一歩で収入につながるといった時点で、多少の野菜とかそういったものが被害に遭っているわけでございます。この町としてこういう補助金制度とか、補助金だけに頼るわけじゃないんですが、こういったものの、いわゆる農家に対する満額と申しますか、そういった町のご指導と申しますか、そういったことを今後主産地としてネギなどもこれから、県下でも主産地としていくためにどういったお考えでこの町を盛り立てていくかといったことと、それからもう一つは水産関係で、私、再三、産業建設常任委員会のほうでもシロザケ等の調査と申しますか、そういったことでいろいろ現地等も視察してまいりました。そういった中でその後の漁業資源のあり方と申しますか、漁業資源の町としての考えはどうなっているかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 1点目、被害に遭った場合に備えての支援というようなことだというふうに受けとめましたけれども、これにつきましては水稲に関しましては保険、共済ですか、そちらのほうに入っていると思いますし、また野菜に限ってはまた同じようなその収入保険みたいな制度もございますので、一つにはそういった制度に加入していただければ対応できるのかなというふうに感じているところでございます。あとそれ以外の支援等につきましては、例えば大きな被害に遭った場合に備えましては、県の指導とか仰ぎながらその都度対応してまいりたいと考えているところでございます。

それから今後の農業というようなことでございますけれども、何度かお話ししておりますけれ

ども、水稲を中心にこういった土地利用型農業がなかなかできない地形にございますので、水稲を中心に畜産あるいは園芸作物など、複合的な経営をしてなるだけ農家の方々の所得それから生産性を向上していくように町としても側面からその支援をしていくように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 議員さんのご質問の中に産業建設常任委員会として北海道のほうに視察に行ってきた際の情報など、担当課のほうにもお話を情報としていただいたりもしておりますので、そういったお話を受けてどういった体制にして臨むのかということだと思いますが、そんなに日が経っておりませんので、これから取り組んでいこうとする方向性を申し上げたいと思いますけれども、まずもってご案内のとおり施設の充実のということで、小森のふ化場とそれから今回水尻の予算を計上させていただいておりますが、施設を完備するという、それから震災後数が減ってしまっておりますので、これを何とか早く正常な状態に戻すための取り組みということで、種卵の卵の確保というところを徹底して復活させるように努力してまいりたいと思っております。あわせてそのふ化事業の経営体制といいますか、運営体制を今回さけます増殖協会、町内にあります水系の協会を組織強化いたしましたので、その水系協会においてしっかりと卵を確保するという運営体制をより徹底しながらふ化事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 参事さん並びに課長さんのご説明を得ました。私同感なんです。ただ今後、町としてやっぱり産業振興という大きな視点で考えるとき、現場で働いている農家とかあるいは水産業の方もそうだと思いますが、やはり細々やっています。そういった中で行政の力というのは大きいですから、タイアップしてそして共に農業振興、この町の産業をつくり上げるといった感じが大切だと思います。そういった中で農業部門、あるいは林業部門もそうなんです、いろいろ資材の高騰あるいは復興によっていろいろな施設整備がされました。しかしそれを運営するということは大変なことなわけで、そういった中で一生懸命いろいろな不足を補いながらやっているといったこともなかなか採算ベースには、これまた厳しい課題がありまして、そういった中でやっているわけですので今後とも町当局の応援といいますか指導といいますか、JAさん含めてそういったことでとにかく手ぬかりなくご指導いただくといったことが肝要かと思えます。また水産業にしても卵の不足等が直接漁業者の収入不足あるいは産業が落ち込まないように、遅くなった時期ではうまくないので、早めにお

話してそういった機運を持ち続けていただきたいなといったところでお話しましたので、ひとつ今後ともそういった部分でご指導のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第136号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第136号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第136号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫支出金及び交付金等、歳出においては保健事業費及び償還金等、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第136号の細部説明をさせていただきます。

議案書のとおりでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,887万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ26億6,087万1,000円とするものでございます。

補正後の予算額を昨年同期と比較しますと、額で2億300万程の減、率にして7%の減とな

っております。

内容でございますが、29ページ、30ページをお開きください。

歳入の補正額欄をごらんいただきます。平成28年度の前期高齢者交付金の額が確定したことによる減額、それから平成27年度からの繰越金の額が確定したことによる増額の補正が主な内容となっております。

歳入でございます。

34ページをお開きください。

3款の国庫支出金の国庫補助金でございますが、財政運営の都道府県化、平成30年度に控えているわけでございますが、これに伴うシステム改修などに係る経費を国から補助金が来るということでその部分を計上したものでございます。

それから同ページの5款の前期高齢者交付金につきましては、前年度、今年度分の額が確定したということによる当初見積額から4,100万程の減額とさせていただいたものでございます。

それから最下段の10款の繰越金につきましては、確定額ということで9,800万ほど補正させていただいた、計上させていただいたということでございます。

歳出につきましては、36ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金ですが、今年度分の負担額が決定したことによる減額となります。

4款の前期高齢者の納付金につきましても、平成28年度の額の確定による調整ということになります。

37ページ、8款保健事業におきまして、昨年度実施させていただきましたデータヘルス計画等に基づく、係る継続事業関連経費を計上させていただいております。

38ページ、11款諸支出金ですが、前年度分の交付金や補助金精算に伴う償還金として、繰越金を充てる措置をとっております。

最後に、歳入の残部分については、12款の予備費で財源調整を行わせていただいたという内容でございます。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ページ数で言いますと34ページ歳入。国庫補助金のシステム開発費等補助金制度関係業務準備事業費補助金とありますけれども、140万ほどですけれども、ここでシステム改良を年度内に今年度の補正ですから、年度内にはこのシステムが改良されると思うんですけれども、新庁舎を今建設中ですけれども、このシステムがそのまま新庁舎になった場合、影響があるのかどうか、その辺を1点お聞かせください。

それから37ページ、歳出の8款保健事業費特定健診等事業の中で13節委託料です。この特定健診の受診率向上支援事業委託料が125万の減で、その下の健診受診者フォローアップ事業委託料が逆に153万ふえております。この事業の委託料のマイナスになった要因とこの下の事業のフォローアップ委託料がふえた要因が何なのか、その辺をお聞きいたします。

それから済みません、もう1回戻って34ページの歳入で5款の前期高齢者交付金の中で現年度分の4,100万程の減額がありましたけれども、これの減額の、結局医療給付金分が少なくなつての返還分だと思われましてけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは3点ほどのご質問がございましたので、順番にお答えさせていただきます。

34ページのシステム開発費等補助金につきましては、これは現在都道府県化に向けていろいろな準備作業をしているわけですけれども、その中でこれからは都道府県が保険者の一翼を担うということで、その標準的な県内の保険料、保険税の水準を計算する際のデータを抽出する際のこちらの今持っているコンピュータの中身を少し改修してそのデータを転用するわけなんですけれども、それに対する算定基準額がございましてそれによって出てきた補助額ということでございまして、庁舎の移行とかに影響を及ぼすようなシステム改修とかということではなくて、そういった準備作業にかかる経費ということで国のほうで見てくれたというような内容でございます。

それから37ページの委託料の保健事業の委託料のメニュー変更ということでございますが、これは保健事業を毎年実施した中で特定健診を実施しているわけですが、その中で課題となった部分についての取り組みということで、今年度当初予算で特定健診の受診率を向上させる取り組みをしようということで125万の予算を計上させていただいたんですが、実はことし特定健診を実施した結果を見ると、その受診者の受診結果が早めに医療機関とか精密検査のほうに結びつけたほうがより効果があるというような判断のもと、特定健診を受診した方のフォローアップに重点を置いた事業に組みかえたいというような内部での協議がございまし

て、いずれ受診者対策もするんですが、今年度についてはそちらのほうに予算を振り向けようということで新たに事業メニューを設けまして、金額的には組みかえたような格好になりますけれども、そういった取り組みをこれからしていこうというようなことで今回補正させていただいたという内容でございます。

それから34ページでございますが、4,100万の減額でございますが、これは国において計算の仕組みが決められているものでございまして、実はこれは平成28年度の概算交付分と平成26年度で確定した精算分の差し引きで28年度の前期高齢者の交付額が決定するというものでございまして、実際28年度は3億3,000万ほどの概算での給付が決まっておったんですが、26年度の精算で返還が生じたということで、その差引額が4,100万といったことでございますのでご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただ今の説明でわかりましたけれども、ただ今のこの事業メニューの変更というかそういうものを努力、職員の努力の跡がうかがわれますので、そういう予算をとったから先ほども話が出ましたけれども、予算とったからそれ全額そうしましょうではなくて、その健診に基づいてより以上の成果を上げようということがこの辺で見えてきましたので、これからもそういうことで努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。4番、小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

歳入の制度改正ということに関してなんですけれども、都道府県、県営になるということですが、いまいちこの内容がよく知られていないというのがあると思います。それで県営にした場合にその保険料が県内均一になっちゃうのか、あるいはその計算の仕方がどうなっているのかということがよくわからないところがありますので、その辺ひとつお伺いします。1点それだけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 保険料の決まり方ということで、現在各市町村が集まりまして作業部会等みたいな形で協議を重ねているところでございますが、国の基本的な考え方といましては、各自治体の医療費の水準、要するにどれだけ医療費がかかっているのか、それから高齢化率、高齢者がどれだけその中に含まれているのかとか、そういった各自治体の持っている特性等を県で集約しまして、その平均的な保険料というものをまず算出するというところでございますが、それでそれに合わせて県が1回県の平均的なものを出した保険料を

各自治体に今最初に申し上げましたような医療費水準だったりその高齢化の状況だったりによってその納めてもらう納付金を割り振りするというような格好になります。その割り振りをしていただいた金額をもとに各市町村で被保険者から集める税額、税率を決めて徴収をするというような基本的な考え方になっておりまして、今その基礎データを各自治体から県が収集しているというような状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと市町村によって保険料は違ってくるということだと思います。であれば今の制度とこの県営化した場合の制度のメリットというのはどんなことなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 議員もご存じのとおり、医療費は高額な医療費と言われる例えば1億を超えるような、1回の請求ですね、そういった高額な医療が発生する場合等がありまして、市町村の財政運営というのが年度末、出納閉鎖するまで給付費が足りる足りないというのを毎年担当のほうでは心配しているわけですが、その一端でございまして、そういった部分が財政運営が都道府県化されることによって、税金、要するに納めてもらう、集めるお金と支払うお金、その心配が各自治体でしなくても県を通じて支払ったり、足りない部分は調整基金を使っていたりというようなことで、財政運営上そういった部分の心配がなくなるということで、本来各市町村がやらなくちゃならない保健事業とかにもっと力を入れられるような形になっていくんじゃないか、いろいろもう少しあるんですが、そういったイメージで捉えていただければいいのかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(第1号)

○議長(星 喜美男君) 日程第4、議案第137号平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第137号平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度決算に基づき、歳入において繰越金等を、歳出においては償還金及び還付加算金等を、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(佐藤和則君) それでは、議案第137号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の44、45ページをお開きいただきたいと思います。

議案書にもありましたとおり、この事項別明細書をごらんいただければと思います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ487万3,000円を増額して、歳入歳出それぞれ1億3,757万3,000円とするものでございます。昨年の第1号補正との比較では、260万程の増額で率にすると2%増ということになってございます。

内容でございますが、46ページ、47ページをお開きください。

歳入においては、前年度からの繰越金の確定により増額補正、保険料還付にかかる経費の広域連合からの補填額を計上しております。

歳出においては、歳入と同額の保険料の還付金及び財源調整のための予備費を増額としております。

以上簡単ではございますが補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より平成27年度各種会計決算概要説明書の差しかえについて発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ただいま議長申し上げましたとおり平成27年度の各種会計決算概要説明書でございますが、原案配付時に各議員にお渡し申し上げたところでございましたけれども、その後内容を再確認しましたところ誤字、脱字等がちょっと散見されましたので新しく調整し直しまして本日お手元にお配り申し上げますので、お手数をおかけいたしますけれども新しい冊子をお使いいただきますとともに、よろしくお取り計らい願いたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（星 喜美男君） そのようにお願いします。

日程第5 議案第138号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） それでは日程第5、議案第138号平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第138号平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度決算に基づき、歳入において繰越金を、歳出においては国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金を、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第138号平成28年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに補正予算書の49ページをごらん願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億644万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億7,644万7,000円とするものであります。予算総額を前年の同時期と比較いたしますと、額にして1億2,300万円ほど、率にして7.5%ほどの増となっております。

次に、歳入歳出事項別明細書を用いて補正内容をご説明申し上げます。

補正予算書の55、56ページをごらん願いたいと思います。

まず、55ページの歳入について申し上げます。8款繰越金につきましては、平成27年度決算に基づきます剰余金を補正するものでございます。

次に、56ページの歳出について申し上げます。4款基金積立金につきましては、決算剰余金のうち4,000万円を基金に積立するものでございます。参考までに基金の残高は積立後、6,600万円程となります。続いて5款諸支出金につきましては、平成27年度決算に基づきます介護保険給付費等の確定に伴いまして国県の支出金それから支払基金交付金、一般会計からの繰入金をそれぞれ精算を行った結果、国県支出金及び支払基金交付金については1,237万2,000円を償還金として、一般会計の繰入金につきましては2,308万9,000円を一般会計繰出金としてそれぞれ返還するために増額補正するものでございます。

なお、6款予備費につきましては財源調整としております。

以上、簡単ではございますが詳細説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ちょっと遅れました、済みません。

介護保険関係ですが、今病院の収支の関係、配布されて見ておったんですが、療養型という形で新しく病院を運営されているわけなんです、この介護保険を利用するようになっていくのでしょうか。介護保険と全く関係のないのでしょうか。今の病院の運営というのは、全く医療費の関係だから介護保険は関係ないということでしょうか。その辺どうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 議員ご質問の件、従来ありました療養型の老人保健施設と申しますか、病院等で介護の給付を受けていたような施設ということだと思いますが、震災以前でしたか、旧志津川病院のほうでも制度の改正に伴いましてその介護ベッドについては廃止をしているといった状況でございます。療養型というものにつきましては、平成31年3月31日までは認められているんですけれども、国の指導で老人保健施設なりへの移設を求められておりますので、前回の介護保険の制度改正の際にその療養ベッドは廃止しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第139号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第139号平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第139号平成28年度南三陸町公共下水道事

業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入において国庫支出金及び繰越金を、歳出においては下水道総務費、下水道事業費及び予備費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第139号公共下水道事業特別会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

64ページをお開き願います。

まず最初に、歳入でございます。3款1項2目国庫補助金といたしまして、歌津浄化センター等の長寿命化対策変更計画策定にかかわる社会資本整備総合補助金として、325万円、6款繰越金におきまして、27年度の繰越金の確定により593万円を追加補正するものでございます。

次に、65ページの歳出でございます。

2款1項1目特環下水道施設管理費のうち、13節委託料に先ほど申し上げました長寿命化対策の変更計画策定費として650万円を追加補正するものでございます。補助率は2分の1となっておりまして、町負担分につきましては歳入で追加補正をいたしました繰越金を充当し、繰越金の残分につきましては1款下水道総務費、5款の予備費としてそれぞれ追加補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。2点ほどお伺いしますけれども、ページ数は64ページの歳入です。繰越金593万ありますけれどもこれは単純に27年度からの繰越ということで黒字になったという解釈でよろしいでしょうか。

それからもう1点は関連なんですけれども、ただ今45号線、黒崎あたりを工事やっておりますけれども、その工事は順調に工期おくれなく進んでいるのかどうか、その2点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） まず1点目の繰越金の関係ですが、議員ご質問のとおりで

ございます。施設関係の管理をやっております私どもの会計といたしましては一定の機械故障に対応するために予備費というものを設けておりまして、その部分での残金が主に発生したもので繰越金の確定によるものです。

2点目につきましては、水道関連というお話なんでしょうか。黒崎関連につきましては、上水道事業の工事でございます、下水道事業とはちょっとものが違いますけれども、せっかくご質問いただきましたのでお答えしますが、おかげさまで近隣の方々、そして道路利用者の方々、かなり不便をおかけしておりましたが、工程的には今の工期は繰越事業ですが、今年度の末、3月末までの工期となっておりますが、3つの工区におきましては今月の中旬ごろまでには現場についてはほぼ完了すると。ただ一番の難関の部分でございます観洋さん前の付近につきましては、硬岩の露出がある程度は想定しておりますが、その部分で少し進捗のほうは他の工区よりはおくれておりますが、全体の工期的な部分から言えば順調に推移をしております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第6号 平成27年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第8 報告第7号 平成27年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（星 喜美男君） 日程7、報告第6号平成27年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第8、報告第7号平成27年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第6号平成27年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第7号平成27年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてご説明申し上げます。

本2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成27年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） それでは、報告第6号、7号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。平成27年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率報告書でございます。

これは、毎年度の決算をもとに当該市町村の財政状況がどのような位置にあるのか、これを指標としてあらわしたものでございます。健全化判断比率とは、記載されている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率の以上4項目のことを指してございます。

町長提案理由で申し上げましたとおり、健全化判断比率を議会に報告しなければならないその根拠につきましては、平成20年4月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この第3条に規定されております。

ではまず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計に生じている実質的な赤字の大きさ、これを標準財政規模いわゆる町が標準的に収入し得る一般財源、経常的な一般財源の総額、したがって町税とか地方譲与税、普通交付税等の総額、理論的な数値でございますが、それを指してございます。この赤字の大きさをその標準財政規模に対する割合であらわしたものです。前年度と同様に、形式収支上も赤字ではなく、黒字でございますので、実質的に赤字でございませぬから、ハイフン表記となっております。

連結実質赤字比率は、これは一般会計だけでなく、各種特別会計と合算して見た場合の実質的な赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合であらわしたものです。健全化法に基づく算定上では、どの会計にも実質的な赤字の発生がございませんので、本年度も結果ハイフン表記となっております。

次に、実質公債比率は一般会計や企業会計の地方債の償還額、つまり借金である公債費の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものです。本年度は9.8%という数値になりました。前年度は11.2%でございましたので、1.4ポイント下がっております。

将来負担比率は、地方債を含む現在町が抱えている負債の大きさを標準財政規模であらわしたものです。今年度も前年度に引き続きハイフン表記となっております。将来負担比率が生じなかった理由でございますが、平成27年度末現在で将来負担すべき負債の総額約132億ほど見込んでございます。これに対して、現在町が持っている各種基金を初め、将来的に公債費償還分として普通交付税の額に算入される額がございますので、それらを合算した額が約201億円ほどと推計いたしてございますので、結果負債の額よりも支弁可能な財源のほうが多くなるという逆転現象が生じておりますので、本年度もハイフン表記となった次第でございます。数値からは、形式的に財政状況が好転しているように見受けられますが、あくまでも法律に基づいた現時点での算定結果ということでご理解いただきたいと思います。

次に、各比率ごとに早期健全化基準、それと財政基準の数値が表記してございます。早期健全化基準の数値を超えると、いわゆる財政上は黄色信号が点灯したことになりまして、財政再生基準を超えると赤信号が点灯したことになります。もし仮にそれぞれの基準額値を超えた場合には、財政状況が危険な状況とみなされますので、地方債の発行が抑制されたり、または財政健全化計画、あるいは財政再生計画を策定して、議会の議決を得て公表しなければならないと、そういう義務が生じてまいります。幸いにも、当町財政は今のところ懸念されるような状況ではございませんので、引き続き健全に財政運営がなされるよう留意してまいりますというふうに思っております。

次に、議案書の31ページをお開きください。平成27年度決算に基づく南三陸町資金不足比率報告書でございます。

議会に対する報告する根拠につきましては、報告第6号と同様でございます。

資金不足比率につきましては、公営企業の法適、あるいは法非適合会計である次の6つの特別会計の資金不足内容について、各会計とも例えば料金収入の規模と比較して経営状況の悪化の度合いを示すものでございます。特に公営企業会計の場合には、流動負債が流動資産を上

回った場合などに資金不足が発生することになりますが、前年度同様、各会計とも資金不足は発生しなかったために、ハイフン表記となりました。

なお、資金不足比率にも経営健全化基準20%が設けられておりまして、この数値を超してしまふと報告第6号と同様に経営健全化計画等の策定義務が発生してまいります。

最後に、現在再生団体として指定されておるのは北海道夕張市のみでございます。

財政健全化外部団体につきましては、日本国内に現在はございません。

以上、細部説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、健全化判断比率及び資金不足審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率審査意見。

1、審査の概要、2、審査の期間につきましては記載のとおりです。

3、審査の結果。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以上であります。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成27年度決算に基づく資金不足比率審査意見。

1、審査の概要、2、審査の期間につきましては記載のとおりであります。

3、審査の結果。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番、及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。この報告書から、昨年の実質公債費率が11.2%からことしは9.8%に下がったということなんですけれども、普通ですと昨年より若干上がるのかなという私は考えいたしました。しかし9.8に下がったということはやはり財政を運営している担当課、ましてや担当課長の力量にあるものと思われまふ。大きく評価いたします。どうぞこれからも異動なく財政担当課長として頑張ってくださいと思ひます。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） お褒めをいただいて光栄でございますけれども、内容を申し上げますと、27年度の経常的な一般財源の額が地方譲与税がふえているということがありまして、いろいろ分母の額がふえた。まずそれが第1点でございます。また分子の額でいたしますと公債費でございますので、大きな償還が進みまして償還元金が減っている内容があるということで、決算書をごらんになると公債費が少し下がっているんですけれども、そういった数値のからくり上今回減ってございます。財政担当者は頑張っておりますが、結果はそういうことでございますので、今後復興事業等で地方債の発行がふえてございますので、今後この実質公債費比率の動向には十分留意いたしまして増額することのないようにしっかりと配慮してまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、報告第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

次に、報告第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開します。

- 第 9 認定第 1 号 平成 27 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認定第 2 号 平成 27 年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 認定第 3 号 平成 27 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 認定第 4 号 平成 27 年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 認定第 5 号 平成 27 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 6 号 平成 27 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 7 号 平成 27 年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 8 号 平成 27 年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第 17 認定第 9 号 平成 27 年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第 18 認定第 10 号 平成 27 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 9、認定第 1 号平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第10号平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本10案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本10案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本10案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第 1 号平成27年度南三陸町一般会計歳入

歳出決算から、認定第10号平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算までの全10会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道事業企業出納員及び病院事業企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成27年度南三陸町各種会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案したところであります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

平成27年度一般会計は、歳入総額592億7,489万6,991円、歳出総額542億1,290万8,933円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は50億6,198万8,058円で、このうちさきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額23億7,437万7,040円と、事故繰越繰越額9億7,576万7,160円を翌年度に繰り越すべき財源として除いた実質収支額は17億1,184万3,858円の黒字決算となりました。なお、そのうち9億円を財政調整基金に積み立て、残りの8億1,184万3,858円を平成28年度へ繰り越しをいたしてございます。

月日がたつのは早いもので、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から5年半が経過をいたしました。平成27年度は本町震災復興計画前半の最終年度であり、復興期から発展期への着実な移行を図るための重要な年度でありました。私は施政方針の中で、生活再建、住宅再建に加え、公共施設の整備、交流人口の拡大、グランドデザインの具現化、地方創生の施策を主要方針とし取り組むと申し上げました。とりわけ地方創生につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の理念を踏まえつつ、人口減少と地域経済の縮小という課題に立ち向かい、活力のある持続可能な地域の実現を目的に、南三陸町総合戦略を策定するなど復興事業の推進に加え、新たな取り組みを図った1年でありました。

それでは、昨年申し上げました平成27年度の主要施政方針に沿って、その取り組みと決算の状況について概略を申し上げさせていただきます。

初めに、「安心して暮らし続けられるまちづくりの推進」についてであります。

住まいの再建につきましては、「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」の復興における基本理念に基づき、災害に強く将来にわたって命と住まいを守るため防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業を進めてまいりました。

この結果、平成27年度末時点で防災集団移転促進事業については、20地区27団地572戸、災害公営住宅整備事業については5地区5団地244戸が完成し、残りの団地、災害公営住宅につきましても、平成28年度中に全て完成する予定となっております。

次に、生命と財産を守る防災と減災のまちづくりにつきましては、防災・減災システムの整備としてハザードマップの作成、避難所3施設への鍵管理システムの導入、地域自主防災組織の育成として6つの地域自主防災組織への補助の実施など、前年度から引き続きソフト面、ハード面における多重防御体制を構築いたしました。また復興道路、命の道路として整備が進められております三陸縦貫自動車道につきましては、開通を間近に控え不測の事態が発生したことから、開通時期が平成28年度に延期されたところであります。さらに地域公共交通につきましては、JR気仙沼線の復旧についてBRTによる本格復旧を選択し、今後は町民バスとの連携を図りつつ本町の公共交通網を確立させてまいりたいと考えております。町民バスにつきましては、関係機関との調整など有料化の体制づくりを進め、円滑な有料化への移行を実施いたしました。

次に、保健・医療・福祉のまちづくりについてであります。本町の地域医療を支える南三陸病院が平成27年12月に開院し、保健、福祉の中核施設となる総合ケアセンター南三陸も時期を同じく業務を開始いたしました。これにより、保健、医療、福祉が三位一体となり、町民の暮らしと健康を支える体制が強化されました。

また、子育て支援につきましては、戸倉地区、歌津地区に子育て支援拠点施設が完成し、さらに乳幼児任意予防接種の全額補助の拡大、医療費無料化の拡充、保育料の大幅な負担軽減など、子育て世代の負担軽減を実施いたしました。

次に、「自然と共生するまちづくりの推進」についてであります。まず自然環境の保全につきましては、養殖産業を持続可能なものへと変革させることを目的とした「ASC認証」と森林のサイクルを継続的に管理し、環境に配慮した林業経営を目的とした「FSC認証」、この2つの国際認証の取得を側面から支援をいたしました。この結果、世界でも例のない海と山、両方の国際認証を無事に取得いたしました。今後はこの国際認証がブランド化や経済活動に好循環を生むよう引き続き支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、エコタウンへの挑戦につきましては、前年度から引き続き、住宅用太陽光発電システム設置への補助68件を実施し、南三陸病院など4施設へ太陽光発電システムを導入いたしました。

さらにはペレットストーブ、ペレットボイラーを再建する公共施設へ積極的に導入し、木質バイオマスの利活用を図りました。

また、平成25年度末に認定されましたバイオマス産業都市構想に基づくバイオガス事業につきましては、家庭などから排出される生ごみを処理するバイオガス施設が完成し、平成27年

10月よりその処理を開始いたしました。

次に、「ふるさとを想い復興を支える人づくり」についてあります。復興が進み創造的発展を目指す本町においては、その主役は次世代を担う子供たちであるとの考えのもと、被災した学校教育施設の早期復旧と、安全な教育環境の確保を図ってきたところであり、おかげさまで、平成27年10月に開校した戸倉小学校の完成をもって町内全ての学校教育施設の復旧が完了いたしました。

生涯学習分野では、地域とのかかわりを持つ活動や他の自治体との交流、さらにはスポーツ分野においてもプロ野球やプロバスケットボールの試合を積極的に誘致し、一流の技術に触れる機会を提供するなど、さまざまな方面でまちづくりのリーダーとなる人材育成を推進いたしました。

続いて、「なりわいとにぎわいの再生」についてであります。

本町の基幹産業である水産業については、これまで国の補助事業等を活用しながらさまざまな取り組みを行ってきた結果、湾内の養殖産業の生産規模は震災前の水準に復旧したことから、今後の水揚げ増加に対応する新たな高度衛生管理型の魚市場建設を推進いたしました。

また、主力魚種であるシロサケのふ化放流施設も9月に完成し、震災前の放流数を確保できる施設規模が整ったところであります。

農業分野につきましては、農業従事者の高齢化及び農業生産物の価格低迷による農業所得や担い手の減少等に加え、震災による生産基盤の再構築が重点課題であり、特に被災地区においては生産基盤の復旧を重点課題として国の復興交付金を活用し、被災農地の復旧を進め、計画6工区のうち平成27年度末で4工区が引き渡しとなり、残る2工区においても平成28年度中の引き渡しを予定しております。

林業分野に関しましては、民有林の模範となる町有林において計画的な施業を実施し、良好な資源の生産のみならず森林の持つ多面的機能の発揮に努めました。また、林業及び木材産業に係る地域産業の活性化を図るため、地元材を活用した住宅建築50件に対し、南三陸材利用促進事業費補助金を交付いたしました。

商業分野におきましては、早期まちづくりエリアにおける基盤整備が9月に終了し、町のにぎわい創出に向けた準備を進めたほか、商業集積・商店街を整備するためのまちなか再生計画、これに基づく商業施設整備計画を策定し、商業施設の早期復旧を推進いたしました。

続きまして、認定第2号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第10号平成27年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算概

要につきましては、追って会計管理者からご説明申し上げますので、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、認定第8号平成27年度水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、災害復旧事業の着実な実施とともに、懸命な経営努力により単年度純利益を確保し、震災により発生した累積欠損金の縮減を図りました。

給水状況では、給水人口は伸び悩んでいるものの、給水件数は増加傾向を示しており、年間配水量は3.6%の増加、年間有収水量でも2.1%の増加と昨年度同様に顕著な伸びを示しています。

続いて、水道事業会計における財政状況についてであります。まず収益的収支につきましては、収入総額4億3,638万8,005円に対し、支出総額が3億8,459万182円、差し引き5,179万7,823円の純利益を確保いたしました。

また、資本的収支につきましては、収入総額が17億9,875万1,627円、支出総額が19億6,591万9,076円となっており、支出に対しまして不足する1億6,716万7,449円につきましては、過年度損益勘定留保資金の補填財源で措置を行いました。

今後は、水道経営の大きな要因となる給水人口や給水件数等の動態を注視し、経営の効率化と給水サービスの向上に努めるなど、一層の経営努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号平成27年度病院事業会計決算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、台湾紅十字組織を初めとする多くのご支援により、平成27年12月に南三陸病院を再建することができたところでありますが、新病院開院後の病床数に対応する診療スタッフの確保が困難であったことや、移転費用等の増大により経常損失が生じました。

病院事業における財務状況についてであります。まず収益的収支については、病院事業収益が12億8,313万9,513円、病院事業費用が14億912万7,793円という状況であり、1億2,598万8,280円の経常損失が発生し、これに特別利益等を加えた純損失は1億2,669万6,010円となっております。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入において一般会計からの出資金、県補助金、さらには台湾紅十字組織から寄附金等、合わせて48億2,777万5,922円、資本的支出については、病院建設や企業債償還を実施いたしました。

病院経営につきましては、町民の健康を支える上でも継続的な医療の提供が必要と考えており、今後はより一層の経営健全化を図り、安定した地域医療の提供に努めてまいりたいと考

えています。

以上、平成27年度における決算概要を申し上げさせていただきましたが、本町の最優先課題は復興事業の着実な推進であります。今後も1日も早い復興を成し遂げ、1人でも多くの町民に南三陸町へ帰還していただきたいという強い思いで取り組んでまいります。

一方で、平成27年度に実施されました国勢調査では、ご承知のとおり5年前の国勢調査からおおよそ29%の人口減少となり、いかにしてこの人口減少問題に歯止めをかけるかが大きな課題であります。人口減少問題につきましては、本町総合戦略を確実に進めることが解決の糸口となり、ひいては創造的復興の実現につながるものと考えております。

このようなことから、議員皆様におかれましては、復興事業・地方創生等への取り組みに対しまして引き続きご理解とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、平成27年度各種会計決算概要説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員に、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びのみといたします。監査委員、事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、審査意見書を1枚めくっていただきまして、朗読いたします。

南三監第33号、平成28年8月26日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、芳賀長恒。

南三陸町監査委員、西條栄福。

平成27年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された、平成27年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出する。

最終の25ページをお開きいただきます。

結び。

平成27年度南三陸町各種会計決算の審査に当たっては、計数が正確であるか、会計処理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に審査を実施した。また、基金運用状況については各基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施したところである。

当年度の一般会計及び特別会計公営企業会計を除く決算額は、歳入総額643億2,834万5,000円、一般会計592億7,489万7,000円、特別会計50億5,344万8,000円、歳出総額589億2,075万7,000円、一般会計542億1,290万9,000円、特別会計47億784万1,000円で、歳入歳出差引額は54億758万8,000円、一般会計50億6,198万8,000円、特別会計3億4,560万円、実質収支額は20億3,504万4,000円、一般会計17億1,184万4,000円、特別会計3億2,320万円の黒字決算となっている。一般会計及び特別会計における歳入予算の執行率は83.6%、歳出予算の執行率は76.6%となっており、震災関連事業等の翌年度繰越額は繰越明許費繰越額が67億8,581万6,000円、事故繰越繰越額が12億8,651万5,000円である。町債については一般会計と特別会計を合わせて当年度借入額が18億7,760万円、償還額が11億8,543万8,000円で、当年度末現在高は前年度と比較して6億9,216万2,000円、6.0%増の121億9,205万4,000円である。収入未済額は町税835万2,000円、国民健康保険税1,185万7,000円、町営住宅使用料（駐車場使用料を含む）1,644万円等となっている。なお、収納対策を進め、負担の公平性及び自主財源の確保に努められたい。

水道事業会計の決算額は総収益4億3,638万8,000円に対し、総費用は3億8,459万円で差引5,179万8,000円の純利益を計上している。この結果、前年度からの繰越欠損金1億8,883万1,000円と合わせた当年度末処理欠損金は1億3,703万3,000円に減少しているが、今後も施設整備等のため多額の費用が必要とされることから、引き続き効率的な事業運営に努められたい。

病院事業会計においては総収益13億250万6,000円に対し、総費用は14億2,902万2,000円で、差引1億2,669万6,000円の純損失を計上している。当年度末処理欠損金は26億5,599万5,000円となっている。収益の拡大、経費の削減等、経常収支の均衡に努めるとともに、安定した経営基盤に立った病院運営の実現が図られるよう検討を加え、一層の経営改善に取り組まれたい。

訪問看護ステーション事業会計では、総収益5,029万8,000円、総費用4,483万7,000円となっており、差引546万1,000円の純利益となった。今後も経営効率化に努められたい。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（芳賀長恒君） ご苦労さまでございます。それでは今佐藤局長が読んだページ、下から10行目、本年度というところからお話し申し上げさせていただきたいと思います。

本年度は震災からの集中的復興、復旧期間の最終年度でございました。この5年間、災害復

旧事業への財源確保、効果促進事業の使途拡充、国勢調査結果による被災地特例の確保など、町長さん初め町ご当局、本議会が一体となって取り組んできた成果と評価をさせていただきます。大変ご苦労様でございます。

高台への住まいの再建、病院、福祉施設、教育施設、農林水産業基盤整備、町びらきエリアに本設の商店街の商業施設の着工など、被災地住民や町民の望んだ復旧復興が大きく前進した年度でもございました。かような復旧復興が進む段階に応じて政策課題は変わってまいります。本町でも被災者支援、低地部でのにぎわいの創出、全産業におけるなりわいの再生、将来を担う人口の急激な減少等、適宜その対策に的確に対応するなど、被災時前より立派な町になるよう試行努力を重ねていただきたいと思います。

現年度、平成28年度以降の5年間は、復興創生期間であります。町民1人1人に寄り添い、着実な事業推進により早期に住民福祉の向上が図れるよう望み、審査報告といたします。よろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

○議長（星 喜美男君） これより総括的な質疑に入ります。なお、監査委員に対する質疑も含むものとします。ございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。先ほどるる説明ありましたように、27年度いろいろな問題に取り組んでこられたことには敬意を表したいと思うし、評価できる面も多々あると思います。ただその中で少し指摘したいのは、復興期から発展期への移行という言葉がありましたけれども、今この現状が果たしてその復旧復興が終わって発展期に向かっていると町民が実感できるのかどうかというような感じがします。住宅建設が進んで復興住宅とか再建した住宅に入る人もふえていますけれども、やはりまだまだ町内の経済状況というのは余りよくないし、全国的にも余りこの景気のよくない中で被災者がこれから住宅に入るための家賃とか、バス料金も有料になりましたしその負担などの不安が訴えられております。

それからこれまで町長はいろいろな場でお話し合いがされていますけれども、JR気仙沼線についての鉄路復旧を断念しているというようなことが町民にとってちょっとがっかりというような評価もあります。

それから一般質問でも言いましたけれども、原発についての町長独自の判断が示されていない。国のエネルギー政策という、ちょっと言葉は悪いですがけれども他人事のような答えしか出ていなかったのが残念だと思います。

いろいろ復興が進んでおりますけれども、道路事業が遅れている、それからまだまだあちこちに仮置き土の山ができています。商店街、スーパーの出店も少しおこなわれている。とこうい

う状況の中で町民が復興復旧できた、さあこれから発展だと思えるような、まだ今そういう状況にはないと私は感じます。この現状を捉えて今後の方針をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あとわずかで震災から5年半となります。これまで5年半、議会の皆さん方を含めて町民の皆様方のお力添えもいただきながら、何とか復興の道を歩んできたというふうに認識をしております。今発展期に入って町民の皆様、そういう思いを持っているのかというご指摘でございますが、基本的に個別の案件を一つ一つ取り上げていくと、そういう今小野寺議員がおっしゃったような案件も当然出てくるだろうというふうに私は認識をしております。しかしながら、我々としてそういった個別の物も含め、それだけではなくて町全体として俯瞰しながら、どのようにこの新しい南三陸をつくっていくのかという思いについて邁進をしてきました。その中でいろいろ町民の皆さんから叱咤激励いただいた部分も多々ございます。しかしながら、我々は今ここまで5年半歩いて来て、後ろを向くということはできないというふうに思っております。いかにこれまでもそうでありましたようにこれからも前を向いてこの南三陸町の新しい町をつくっていくのかということについて、とにかく邁進をしていく必要があるというふうに思っております。そういった中で個別の案件でさまざまご指摘部分について、町としてできる部分についてはこれは町としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

原発の問題もございましたが、基本的に逃げているわけではなくて、基本的に日本国という、日本という国の中のエネルギーをどう考えるんですかということの大きなくくりの中でどう考えるかということが非常に大事なんだろうというふうに思っております。

それから合わせてBRTのお話も出ましたが、残念だという思いを持っている町民の皆さんの声も私も直にお聞きをしております。しかしながら、実態、何回も私は申し上げますが、果たして400億という金をこれを出してBRTを再建して、町が破綻をしてしまったらば、一体何の意味があるんですかということにつながっていくと私は思っております。したがって、私はBRTの問題については批判はこれまでもいただいてまいりましたし、これからもそういうご批判はいただくというふうに思います。しかしながら、この問題だけはやはり町をこれからも将来に向かってつくっていく観点において、これは引くところと引けないところがあると私は思っております、この件については私は引けないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 町長のいろいろな前向きな姿勢というのは私も評価をしております。
今ここに来て5年、5年というこの区切りが果たして妥当だったのかと。見渡した限り進んだ部分、まだまだというような部分がありますので、見えてきた課題一つ一つ丁寧に組み込んでいくことと、それから町民から寄せられるいろいろな意見に真摯に向き合っていていただきたいと思います。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。7番高橋兼次君、9番阿部 建君が着席しております。総括的質疑を続行いたします。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 決算の総括質疑というのは何遍やってもというか、難しいなと思いつつ。前議員も総括的に27年度の事業内容についてどういう姿勢で取り組まれたのかというような総括的な質疑だったのかなと思います。私も同じようなことをお伺いしようかなと思っていたんですが、重複する部分は省略させていただいて、まずは財政規模が非常に大きいですよねということ。例えばこの後特別委員会の中で恐らく、恐らくというか審査していく内容ではあるんですけども、予算規模、予算の現額と支出済の額の差というものが100億とかという膨大な数字を超える金額がこの決算の中では出てまいります。例えば国庫支出金だけでも117億とか、あと全体で言えば120億を超えるんですけども、町の当初の予算、復興分を除いた予算というのは大体80億とか70億とかでやっていますから、それが丸々吹っ飛んでしまう額なわけですけども、そういった事業を行っているんだという実感を持つ場合に、27年度事業を進めてきた中で確かな、何と言ったらいいのか緊張感といいますか、もう恐怖感と言ってもいいのかもしれないかもしれませんが、そのような数字との向き合い方というのがしっかりなされていたかどうかということの一つ一つの数字をあげつらって審議するというのではなくて、行政のトップにいる町長としてどのようにご指導してきて、どのようにその現場での緊張感を感じていたかということをお答えいただければなというふうに思います。それがまず1点目です。

それから27年度は、私の目から見てというか私が思うに2つほど大きい決断があったかなと思っております。1つは先ほどちょっとお話に出ましたが鉄道とBRTという、どちらをとるんだというような決断。もう一つは被災した防災対策庁舎、これをどうしようかというこ

と。これは明確に判断が出たわけではなくて、県有化というような選択をとったわけですが、ここには私もそうですし、議会の果たした役割というのも一定程度あったんだろうと思いますが、まず第一に大きい決断をしたということは、決断をしたということだけですごく意味があることだと思います。先ほど前議員もおっしゃっていましたが、それを異論があることは承知で決断したわけですから、いろいろな意見が出る、出たということを真摯に受けとめてほしいということは私も同様の意見なんです、一方でその議論、話し合いの場、もしくはその意思決定のプロセスの透明性というものもやはり公人としては確保していかなければいけないんだろうというふうに思います。どちらがというわけではありませんが、この大きい決断があった27年度を振り返って、その決定までのプロセスをもっと場を設けるなり情報をもっと公開するなり透明性を高める必要があった場面もあるのではないかなと私は思うこともあります。これはその政治指針ということになるので、その決算と関係あるのかという話になるとちょっと微妙な話かも知れませんが、その決定をもとに予算が決定されて決算、財政が動いて事業が進捗していくわけですので、そこを町長のお気持ちとして27年度大きい決断をした際にどのようなことを大切に思って決断をされたのかということはこの機会に是非伺いたいなと思ったのが2点目です。

それからあともう1点は、少し小さいお話になって恐縮ですが、言葉の問題だと思うんですが、概要説明の中でもグランドデザインと、グランドデザインの具現化という言葉が出てまいりました。私、1年経ちましたけれどもやっぱりこの言葉がしっくりきません。そのグランドデザインの具現化っていうのは何かわかるようでわからないなど。ことしの28年度もそれを一種標榜してここまで半年間事業を進めてきている部分がありますけれども、これは1度27年度を振り返ってグランドデザインの具現化というのはやれたんだろうかというのをまずお聞きして、方向を転換したほうがいいのではないですかと私は思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3点についてご質問でございますので答弁をさせていただきますが、1点目でございますが、ご案内のとおり大変多額の一般会計の中で走ってまいりました。この5年経ってその一般分とそれから震災分ということでの財源を構成されているわけでございますが、いずれ私ことし1年で非常に恐怖感という言葉をおかりすれば、非常に恐怖感を感じてきたのは、この震災の事業が終わって、将来に一般財源だけでこの町を当然運営していかなければいけないといったときに、果たしてこの大きな財源になれ切ってしまったこの

組織という、この組織が果たしてそこになれていくのにどれぐらい時間がかかるんだろうと、そういう思いをずっと持ちながらこの1年来ました。いわゆる発展期といいますか、その時期にあって復興事業も一定程度進むことができました。これも皆さん方のおかげでございますが、その中で進んできてこれから一定の収束を当然迎えていくわけですが、そのときにどうなるんだろうということの危機感といいますか、気持ちの中でも危機感ですね、それはずっと持ち続けておりましたし、それから皆さんに議案として提出する際に、ある意味これを出してきたのはこういう内容なんだねということで、議員の皆さん方はそういうふうに見ると思いますが、我々今、我々というよりも私は非常にさっき言ったことを踏まえて、出す前に本当にこれで将来大丈夫かということの議論を随分してまいりました。きょうも給食センターの関係も出させていただきました。大変多額な金額が費用としてかかりますので、本当にこれほど必要なのかということも含めて、十分に内部で議論をしながらこれを皆さん方議員さん方々にご提案をさせていただいております。

それから合わせて今度は生涯学習センターも始まっていくわけです。図書館ですね。始まっていくわけですが、それもいずれ議員の皆さん方にご審議を賜りますが、それについても内部で何回も何回も、本当に将来負担いかに少なくするかということについて議論を重ねながら議案として皆さん方に提案をさせていただいているという状況でございます。

ですから繰り返しますが、ある意味自分自身としての非常に危機感というのは、将来、いわゆる震災復興事業が収束したあとにこの町の財政運営がどうなるんだということについては、非常に私は思いを持ちながらこの1年歩いてきたし、これからもそうなるんだろうというふうに思っております。

それから2点目ですが、確かにBRTとそれから防災対策庁舎の問題につきましては、本当にいろいろな思いを込めながら自分自身で判断をさせていただきました。情報をより公開をし、あるいは透明性をということですが、ここは一つ明確にお話をさせていただきたいのは、BRTの問題を議論をするということについては私は考えませんでした。というのは、先ほど来何回も小野寺議員にもお話しましたように、可能性がある問題でしたら当然これは町民の皆さん方にお話をして意見をいただきながら、右か左かという判断を下すということはこれは当然だと思います。しかしながら先ほど来何回も何回もこの場でお話していますように、町が明らかに破綻をするということに町民皆さんいかがですかというお話はこれは到底首長としてできないと私は思っております。この思いはいまだにかわりません。ですからこの問題については、ある意味前にもちょっと及川議員にもお話しましたように、これは分け

て考えるべきだというのが私の考え方です。ある意味財政負担がめどが立たない状況の中では、今の方向で行くしかないし、もし財源の負担が方向性として見えたらそのときに改めてまた皆さんで考えればいいと、私はそう思っております。

それから防災対策庁舎の件につきまして、これはけんけんがくがく、これはもういろいろご議論を皆さん方にいただきましたし、大変な思いも皆さん方もしたし、それから我々執行部のほうもそういったいろいろな形の中で思いもしました。ですが最終的に私どもが県有化ということについて判断をさせていただいたのは、やはり一番大きいのはパブリックコメントだったというふうに思っております。本当にこの間環境審議会で26件のパブリックコメントは大変大きいというお話がありましたが、防災対策庁舎のパブリックコメント640件です。どれほど町民の皆さん方が・・・たかという。いずれ15年後に町民の皆さん方で本当に必要なのかそうでないのかご検討いただくと。

3点目ですね。グランドデザインの具現化ですが、ある意味緒についたばかりだというふうに思っております。ですからある意味これから徐々にこの問題については町民の皆さんを含めてご議論をしながら本当の意味での具現化ということについて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 財政ということについて、こういった場所で町長の口から言葉にさせていただくということも非常に重要なんだろうと思っておりますので、今私としては慣れというものが行政の皆さんもそうですし、議員、議会人としてもそうですが、というのはしっかりとそれは敵なんだというふうに認識して日々の業務に当たっていかなければいけないということを確認できたかなと思います。27年度の決算審議、これから始まるわけですが、その中でもまず前提としてそういう思いがあって、ここまで事業を進めてこられたということを確認させていただきました。それから町内を二分するような議論というのは、ともすれば避けたいものだとも思いますが、やはりあとに続く人たちのことを考えればどこかで逃げるわけにはいなくなるタイミングというのがあるって27年度はそういった大きな決断があったんだと思いますが、今のお話の中でこれ以上その一件一件細かくどうのこうのと言う気はないんですが、議論の余地がある部分とない部分があるんだというようなお考えのようでした。であるならばBRTに関して言えば戸倉以南の問題とかもうちょっと総論では大枠の方向性は決まっていますが、もうちょっと例えばより良い条件で復旧復興に向かっていくということは議論すべきだろうという部分も私は残っていると思います。ですので今町長のお

考えですと引けるところと引けないところがあると、議論の可能性があるとところとないところがあるんだというお話でしたけれども、ある部分はしっかりと議論をしていくということによろしいのかどうか、もう一度その一言だけいただきたいと思います。

それでグランドデザインの具現化、具現化という言葉はじゃあかわりに何がいいのかということになると私も今この場で安易には持ち合わせておりませんが、まだ緒についたばかりだという認識のようでありますので、新しい町をつくるということが一番大事なことから、言葉にこだわらず議論させていただきたいなと思います。2点目についてだけもう一言いただけますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議論をすべき部分については、その辺については当然議論をしていくということの姿勢は今後とも持ち続けていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。それでは私は生命と財産を守る防災と減災のまちづくりの中から、防災減災システムの整備、そしてまたハザードマップの作成、避難所3施設への鍵管理システムの導入、地域自主防災組織の育成として6つの地域自主防災組織への補助の実施ということをここに掲げられています。そしてまた前年度からということは、26年、27年度に引き続きソフト面、ハード面における多重防御体制を構築いたしましたとあります。30ページですね。このことについては防災庁舎、前者も申し上げております防災庁舎、その検証に基づくものなのか、ハザードマップについては最近ですね、これ各家庭にわたりました。そんな中避難所3施設への鍵管理システム、そして自主防災組織の育成ということで、どのような地区全体を表していると思うんですけれども、その中でどれほどの防災組織がどの地区、どのくらい立ち上がったのか、それが防災庁舎、1億以上の防災庁舎にお金をかけて震災のときは役に立たなかった。そういう事例があります。とても大切な命と財産を守る、このくだり、このまちづくりにすごくここがポイントなのかなと私的には思われます。なぜ防災庁舎が役に立たなくて、あの上に職員が残されて亡くなっていったか、そういうことを踏まえたこのまちづくりになっているのか。

それから、次のページ、3ページの前者の皆さんも話していただきましたけれども、JR気仙沼線の復旧についてでございます。町長は400億のお金のことを言います、町が破綻するって常々言っていますけれども、果たして400億町にあるんですか。出せる状態の町でないと思うんですよ、南三陸町。そこを国、JR、いろいろな政治力を使って要望なり、強く町の意

見として要望として取り組んでもらいたいということを私たちは言っているんです。先日、1万4,000何がしの署名を渡しました。その署名が町民の後押しになると思うんですよ。町長がBRTと分けて考えたいということは、私的には少しの望みがあるのかなと思いました。BRTはBRTにしても、その町民の署名という後押しをもって、国、JRにどんどんとこれ、復旧を要望していく、そういうお考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自主防等を含めて細部、細かい部分につきましては担当課長から答弁させますが、基本的にこの生命と財産を守るまちづくりということについて、これはもう及川議員も篤にご承知のように、私どもの町は高台移転を選択をいたしました。住宅もそうですし、それから公共施設もすべて高台に配置をする。したがって津波で2度と命を失わない町をつくるというのが南三陸町の復興計画の基本中の基本でございます。それが意味南三陸町として生命と財産を守るということの大前提、原点はそこにあります。したがって、そこの中でさまざまな今ここにありますように、自主防含めハザードマップや避難所の問題等々については、これはあとは担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

それから400億のお金、あるわけが当然ないわけですよ。その中でその署名があって、政治力というお話ですが、基本的に残念ながら、これまで何回も言いますが3年、4年と国、復興庁、財務省、ずっとやり合ってきました。結果としてこれが無理だということで判断をせざるを得ないということが今回のBRTという決断の前提でございます。したがって、今1万4,000の署名をもって財務省あるいは復興庁そしてJRにお邪魔させていただいて、わかりましたと言って100%、180度転換になるかということについては、私は非常に難しいと、私の個人的な感覚ではなくて、私とこれまで共に歩んできた気仙沼の菅原市長も、それから登米市の布施市長も同じ思いでこれまで歩んできましたので、そう簡単に180度変わるかということになりますと、私は正直申し上げて全くもって自信はないという。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、自主防の組織は決算審査で聞いてください、そういう細かい分は。特別委員会の中で。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この生命と財産を守るということは高台に行って安全なまちづくりの中ですということは理解いたしました。あとは決算のほうで細かいことは聞いていきたいと思っております。それでJRの問題ですけれども、ずっと町長はその400億を念頭に入れてこれはどうにもできないという話ですけれども、私は聞いている限りは、国のほうです、町のトップがそういう考えだから、町のトップの考えということは町民皆さんの総意であろうとい

う認識のように至っているようです。だから自民党さんは、そこは町の意見として聞いているというようなことを聞いています。だからそれがイコールこの町にとってトップの考え、鉄道復旧ではなくてBRTでいいということは町民みんなの総意だということが伝わっているわけです。だからそうではないんでないのということが私たちの意見なんです。そこに結びつく協調というか協働というか、そういう結びつけていけるような話し合い、先ほど前者も話しましたが、そういうことをこれからも続けていって、1回ではいって人はどこでもいないと思うんです、これだけのトップがBRTに決めたということに対して。そこを我々も後押ししていくので、1回で全部復旧するで答えもらわなくても何回も足を踏んで説明をして、欲しいんだということを国に示していく姿勢が大事だと思うんです。そういうことをやっていったらいかかなという、ともに協働でということの申し入れを私は強く望むわけです。これについては一応終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この終わりますですが、これは明確に言うておかなければいけないのは、何回も私は及川議員にこの件については説明をさせていただいております。当初、震災から3年間これは私も気仙沼の菅原市長も布施市長も鉄道復活ということはずっと言ってきました。結果として先ほど来言っているようなことになったわけですので、私が鉄道だから自民党さんが鉄道だということでは決してないと、私は思っています。これまでずっと我々は鉄道で3年間やってきました。結果としてこの復興事業はこれ以上もうスピードが上げられないという結果の中で、我々としては苦渋の決断をしたということですので、そこは誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。本10案については議長を除く全員で構成する平成27年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本10案については議長を除く全員で構成する平成27年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩をいたします。ここで、委員会条例第9条の規定により平成27年度決算審査特別委

員会を開催いたしますので、議員の皆様には議員控室へお集まりを願います。再開は3時30分といたします。3時20分といたします。

午後2時51分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは再開をいたします。

ここでご報告を申し上げます。

ただいま開催されました平成27年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に山内昇一君、副委員長に佐藤宣明君が選任されましたので、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成27年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成27年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時21分 延会